

福島大学職員のための 倫理保持ガイドライン

～職員倫理規程のあらまし～

このガイドラインは、倫理の保持に関する代表的な事例を掲載したものです。判断に迷ったときには、事前に担当までご相談ください。倫理規程に違反すると、懲戒規程による罰則を受けますので、お気を付けください。

平成21年3月

福島大学

このガイドラインは

【規程第1条】

本学の社会的責任及び業務の公共性から、職員が職務を執行する上で、社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図るため、自らの行動を自らの判断で適切に律することができるよう職員の職務に係る倫理保持のための判断基準等を定めたものです。

倫理原則とは

【規程第2条】

職員は、次に掲げる事項を倫理原則として、その職務にあたらなくてはなりません。

1. 職員は、常に公正な職務の執行に当たらなければならない
2. 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利益のために用いてはならない
3. 職員は、利害関係者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならない
4. 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指して取り組まなければならない
5. 職員は、勤務時間外においても、倫理規程に従って行動しなければならない

利害関係者とは

【規程第4条第1項】

「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次に掲げる担当区分に応じ定める者をいいます。

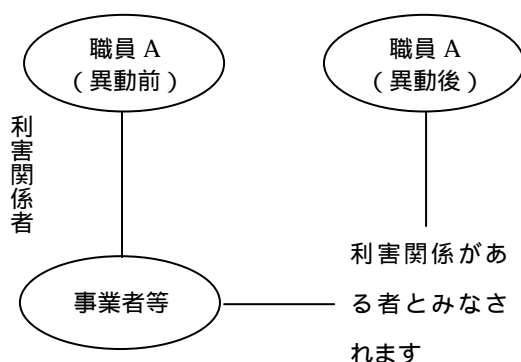
1. 物品購入等の契約に係る担当職員 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
2. 共同研究及び受託研究の契約に係る担当職員及び当該研究を行う教員 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
3. 入学試験における合格者の決定に係る担当職員 本学への入学を志願する者及び

その関係者

4. 学生等の懲戒処分決定に係る担当職員 当該懲戒処分の対象となる学生等
5. 職員（非正規職員も含む）として採用する者の決定に係る担当職員 本学に職員として採用を希望する者及びその関係者

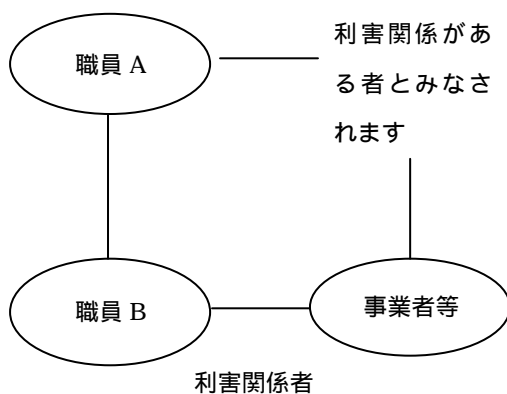
次のケースも利害関係者となります。

職員が、異動前に就いていた職の利害関係者は、異動後3年間は職員の利害関係者とみなされます。 【規程第4条第2項】



職員が、影響力を持つ他の職員の利害関係者であってもその影響力に期待して、職員に接触していることが明らかな場合は、職員の利害関係者とみなされます。

【規程第4条第3項】



利害関係者との間で禁止されている行為とは

【規程第10条第1項】

「利害関係者」との間では、次に掲げる行為が禁止されています。

1. 金銭，物品，不動産の贈与を受けること

利害関係者から金銭や物品を受け取ることは，せん別や祝儀などの名目を問わず禁止されています。

【例外】

- ・ 広く一般に配布するための宣伝用物品（カレンダー，手帳など）又は記念品
- ・ 社会通念上儀礼の範囲内の香典又は供花を受け取ること

2. 金銭の貸付けを受けること

利害関係者から金銭の貸付けを受けることは，通常一般の利息を払っても許されません。

【例外】

- ・ 金融機関などが利害関係者に該当する場合に，一顧客として貸付けを受けると

3. 無償で物品若しくは不動産の貸付け又は役務の提供を受けること

【例外】

- ・ 職務として利害関係者を訪問した際に，利害関係者から提供される物品（電話，ファックス，コピー，事務用品など）
- ・ 職務として利害関係者を訪問した際に，周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で，利害関係者から提供される自動車を利用すること

4. 未公開株式を譲り受けること

未公開株式の譲り受けは，有償・無償を問わず禁止されています。

5. 供応接待を受けること

お酒によるもてなしのほか，ゴルフ，観劇などによるもてなしも含まれます。

【例外】

- ・ 職務として出席した会議等における簡素な飲食物

6. 会食をすること

飲食を利害関係者と一緒にするのは許されません。

【例外】

- ・ 職務として出席した会議等において，その会議等の性質上やむを得ない場合
- ・ 自己負担して飲食する場合であって，倫理監督者が公正な職務の執行に問題がないと認めて許可した場合

7. 一緒に遊技や旅行をすること

自己負担であっても、利害関係者と遊技（麻雀、パチンコなど）や旅行を一緒にすることは許されません

【例外】

- ・公務のための旅行

私的な関係にある利害関係者との禁止行為の例外

【規程第11条】

私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）にある「利害関係者」との間においては、公正な職務の執行に問題がないと認められる場合に限り、例外として禁止行為が許される場合があります。

【例】

- ・利害関係者に当たる高校時代からの友人から結婚祝や香典をもらうこと
- ・親の葬儀で、利害関係者に当たる親戚から香典をもらうこと
- ・利害関係者に当たる友人も含まれる高校のクラス会に出席すること

これらのケースは事前の許可が必要ありません。あくまでも一例ですので、自ら判断できないケースについては、事前にご相談ください

利害関係者でない者との間における禁止行為

【規程第12条】

相手が「利害関係者」に該当しない事業者等であっても、次の行為をすることは許されません。

接待を繰り返し受けるなど通常の一般の社交の程度を超える行為

飲食物の料金等をその場に居合わせない事業者等に支払わせる行為（つけ回し）

講演等に関する規制

【規程第14条】

職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授，著述，監修，編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をする場合は，あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

贈与等報告書の提出が必要です

【規程第16条】

管理職の地位にある職員は、利害関係者から5,000円を超える贈与等を受けたときは、贈与等報告書を、四半期毎に、倫理監督者に提出しなければならない。

倫理監督者等への相談等

【規程第6条】

職員は、利害関係者への対応について、自ら判断できない場合は、倫理監督者等に相談することができる。

自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断できない場合
利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうかを判断できない場合

私的な関係の利害関係者との間の行為が、公正な職務の執行に問題がないと認められるかどうかを判断できない場合

違反行為に対する措置等

【規程第19条】

職員がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、倫理監督者は、直ちに実情調査を行い、その結果、違反があったと認められる場合には、必要な処分を行います。

福島大学人事課

〒960-1296 福島市金谷川1

TEL : 024-548-8008

e-mail : jinji@as1.adb.fukushima-u.ac.jp